

職員の懲戒処分等について

下記2事案に関して、令和3年3月24日付で職員の懲戒処分等を行いましたので、ご報告いたします。

○事案1

建設局課長級職員が所属職員に対してパワーハラスメント行為を行ったことについて

1. 処分等に至った事実の概要

建設局課長級職員が、令和元年度から令和2年度にかけて、複数の所属職員に対し、長時間の叱責や繰り返しの暴言、職員を担当業務から外して無視するような態度をとるなど、パワーハラスメントに該当する疑いがある行為を行っていると、所属職員から申し出がありました。

これを受け、当該所属職員等から事情聴取を行ったところ、当該行為のいくつかについてパワーハラスメント行為に該当することが確認されました。

当該行為は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、法令遵守が強く求められる地方公務員としてあるまじき行為であり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当すると認められるので懲戒処分を行ったものです。

2. 処分等対象者及び処分等の程度

①本人

処分等対象者	処分等の程度
建設局 課長級 男性 満55歳	減給10分の1 3月

※複数の職員に対する行為、職場環境への影響を考慮し処分等の程度を判断したものです。

②管理監督者

処分等対象者	処分等の程度
建設局 部長級 男性 満56歳	文書による厳重注意

○事案 2

健康福祉局課長級職員が所属職員に対してパワーハラスメント行為を行ったことについて

1. 処分等に至った事実の概要

健康福祉局課長級職員が、令和 2 年度に同職に着任後、所属職員に対し、繰り返しの暴言や威圧的な態度など、パワーハラスメントに該当する疑いがある行為を行っていると、所属職員から申し出がありました。

これを受け、当該所属職員等から事情聴取を行ったところ、当該行為のいくつかについてパワーハラスメント行為に該当することが確認されました。

当該行為は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、法令遵守が強く求められる地方公務員としてあるまじき行為であり、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当すると認められるので懲戒処分を行ったものです。

2. 処分等対象者及び処分等の程度

①本人

処分等対象者	処分等の程度
健康福祉局 課長級 男性 満 53 歳	戒告

②管理監督者

処分等対象者	処分等の程度
健康福祉局 部長級 男性 満 56 歳	文書による嚴重注意

○再発防止策

ハラスメント防止を目的に、ハラスメント防止研修を実施するほか、ハラスメント防止に関するパンフレット及びリーフレットを作成、周知し、啓発を図ってまいりました。

今回、庁内に向けハラスメント防止の徹底に係る通知を発出したところではありますが、今後、研修の充実や、ハラスメント防止に関する情報発信、及び相談窓口の周知徹底を図るなど、再発の防止に取り組んでまいります。